

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和3年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p style="text-align: center;">森林整備業務標準請負契約約款 （森林整備業務請負契約書）</p> <p>（省略）</p> <p>（前金払及び中間前払）</p> <p>第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第36条～第53条 省略</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第54条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第33条及び第42条の規定による部分払をし</p>	<p style="text-align: center;">森林整備業務標準請負契約約款 （森林整備業務請負契約書）</p> <p>（省略）</p> <p>（前金払及び中間前払）</p> <p>第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年<u>2.6</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>第36条～第53条 省略</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第54条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第33条及び第42条の規定による部分払をし</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和3年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>ているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5^{2.6}パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～9 省略</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一 工期内に工事を完成することができないとき。</p> <p>二 この工事目的物に契約不適合があるとき。</p> <p>三 第47条、第48条又は第48条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5^{2.6}パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>6 省略</p> <p>第55条の2 省略</p> <p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損</p>	<p>ているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.6^{2.6}パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第51条又は第52条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>4～9 省略</p> <p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>一 工期内に工事を完成することができないとき。</p> <p>二 この工事目的物に契約不適合があるとき。</p> <p>三 第47条、第48条又は第48条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6^{2.6}パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>6 省略</p> <p>第55条の2 省略</p> <p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損</p>

森林整備業務標準請負契約約款 新旧対照表

新（令和3年4月1日適用）（改正後）	旧（改正前）
<p>害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第57条～第58条 省略</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p>第59条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>第60条以降 省略</p>	<p>害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p>一 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第57条～第58条 省略</p> <p>（賠償金等の徴収）</p> <p>第59条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.6パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>第60条以降 省略</p>